

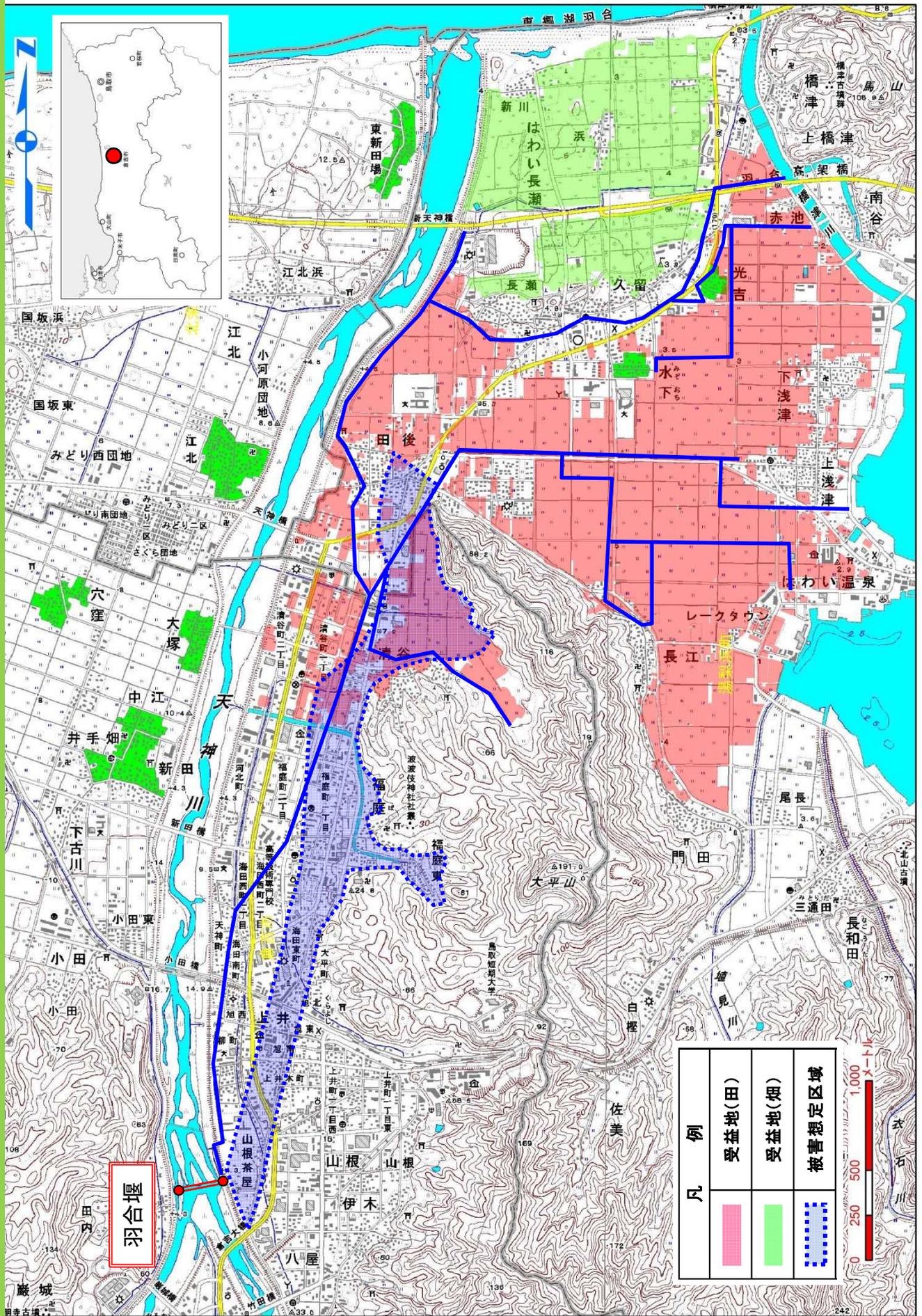
事業の概要及び再評価に係わる資料

事業名	県営農業用河川工作物応急対策事業			地区名	はわいげき 羽合堰		事業箇所	倉吉市			
再評価の対象理由	事業採択後5年を経過し継続中のため										
未着工又は事業が長期化している理由等	天神川漁協との協議で河道内での作業が12月1日～4月20日の間に制約されたこと、また河川管理者との仮締め切り工法の協議により、当初3年工期の計画であったが、6年工期(河川内施工H23～H28)に延期せざるを得なくなったため。										
事業の概要	事業目的	羽合堰は490haの農地をかんがいする重要な取水施設であるが、経年劣化による堰体等の損傷が著しく、洪水時に河川堤防の決壊を招く恐れがあるため、緊急に補修等の改善措置を講じ、農業用水の安定供給を図るとともに、堤防決壊による用水路流域の人家、工場、公共施設に及ぼす浸水被害を未然防止する。									
	事業実施内容	堰体補修L=254m、土砂吐樋門補修1式									
	受益面積	水田	391	畑	99	樹園地等	—	合計	490 ha	受益農家数 1,278戸	
	事業費の負担区分	(国) 55% (県) 37% (市) 8% (地元) — %									
事業の進捗状況	事業採択年度	H22		工事着手年度	H22		完成予定年度	H28		事業期間	7年
	当初全体事業費	3.3億円					投資事業費	2.5億円			
	現在全体事業費	3.4億円						進捗率73.5% (H26年度末)			
	事業進捗状況	堰体補修L=189m、土砂吐樋門補修1式									
	一連の整備効果の発現状況	土砂吐樋門の補修完了により、洪水時の可動不具合が解消され洪水時の緊急的な対応が可能となった。 また、頭首工は全延長254mのうち189mの補修が完了しており、残区間の早急な対応により事業効果の発現を目指す。									
事業を巡る社会経済情勢等の変化	現状での課題	特になし									
	地域の協力体制	受益農家及び周辺住民の協力は得られている。									
	関連事業との整合の変化	H22～24 羽合用水地区基幹水利施設ストックマネジメント事業 H26～30 羽合浜地区特定農業用管水路等特別対策事業									
	地域の事業に対する社会的評価	天神川下流右岸平野部農地の唯一の水源であり、農業用水の安定供給と堰から取水する用水路沿線の人家、工場、公共施設の浸水被害防止に対して、関係農家及び周辺住民の改修への期待は大きい。									
	その他	特になし									
費用対効果分析の要因の変化	(費用) 物価上昇による事業費の増(自然増)	12百万円									
	(効果) 新たに追加した項目なし										
	(総費用総便益費)	2.02 (H22) で変更なし									
コスト縮減等	①護床工(木工沈床)補修の詰石は、再利用と河川内採取により購入量を低減している。 ②仮締め切り堤の盛土として、最も近距離の河川堆積土砂を使用できるよう河川協議済み。										

羽合堰地区の事業概要

- 事業目的
農業用河川工作物の構造が不適當又は不十分であるものについて、整備補強等の改善措置を講じ、洪水等による災害の未然防止を図る。
- 事業内容 堤体補修L=254m、土砂吐樋門補修1式
- 受益面積 A=490ha(水田391ha, 畑99ha)
- 農家戸数 1,278戸
- 総事業費 3.4億円
- 負担割合 国55: 県37: 町8 [%]
- 工期 平成22年度～平成28年度

図面一般計画

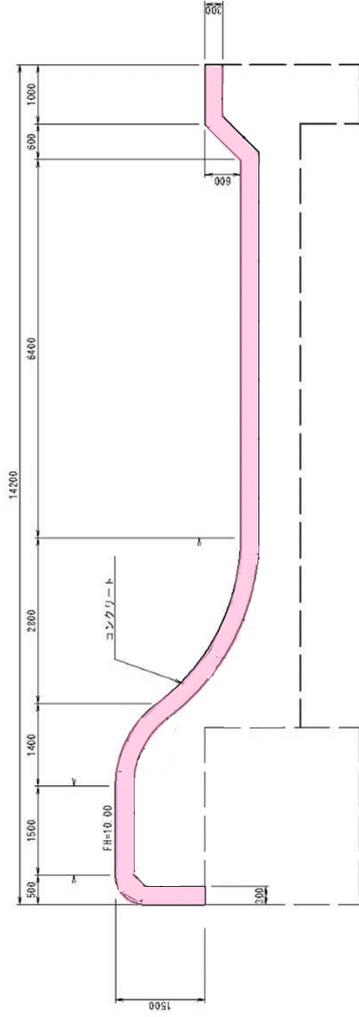


工事内容

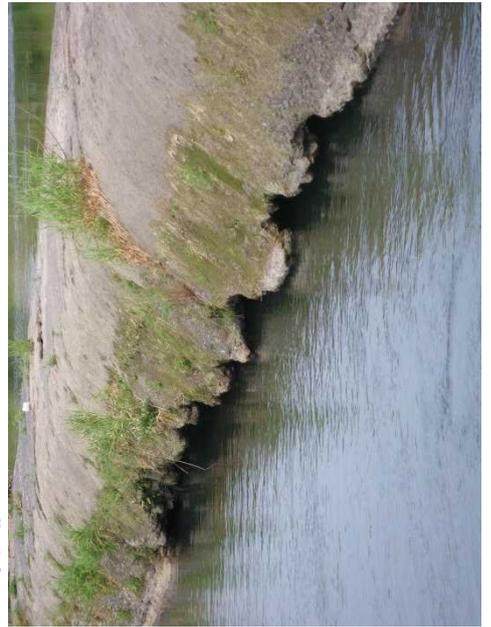
表面補修



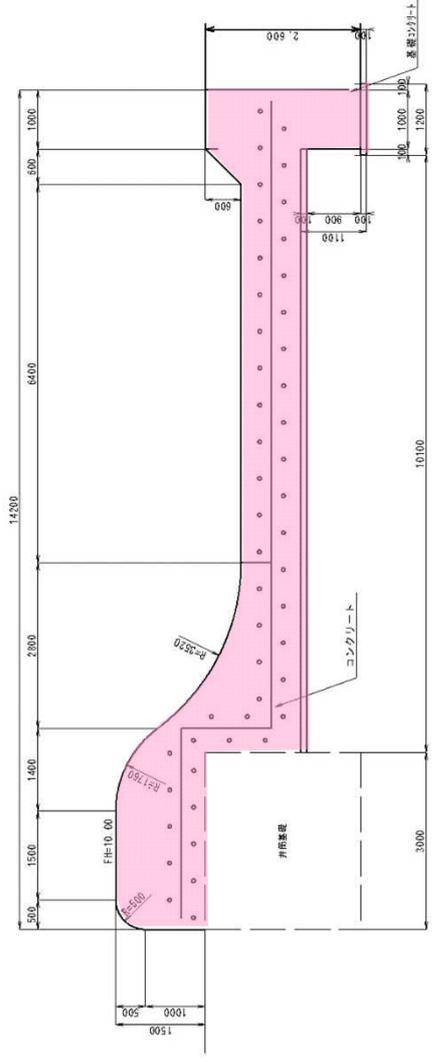
標準断面図(表面補修)NO.11~NO.16
S=1.30



全体復旧



標準断面図(全体復旧)NO.16~NO.18
S=1.50



国土交通省からの改善命令

河川管理者との協議経過

年月日	文書名	宛先等	内容
H15.7.14	許可工物の安全点検について(依頼)	国土交通省 →羽合土地改良区	国土交通省倉吉河川国道事務所は、施設所有者である羽合土地改良区に対して、安全上及び治水上支障がある工作物として対策方法の検討及び必要な措置の報告を文書依頼。
H17.9.27	許可工物の安全点検について(報告)	羽合土地改良区 →国土交通省	・改良区は国交省に、県、関係市町、地元関係者と協議、対応検討する旨回答
H18.3.7	羽合頭首工にかかる修繕方針等の検討結果について(報告)	羽合土地改良区 →国土交通省	改良区は国交省に対し、改修修繕方法の検討結果を報告。
H18.3.29	羽合頭首工にかかる修繕方針等の検討結果について(回答)	国土交通省 →羽合土地改良区	国交省は、改良区の修繕方法に同意、改善命令を公文書で指示。
H20.3.10	指示書【改善命令】	国土交通省 →羽合土地改良区	・国交省倉吉河川国道事務所から平成18年3月29日以降修繕が行われていないため、速やかに修繕を実施するよう文書で指示

国土交通省からの指示書 (H20.3.10)



指 示 書

平成20年 3月10日

羽合土地改良区理事長 殿

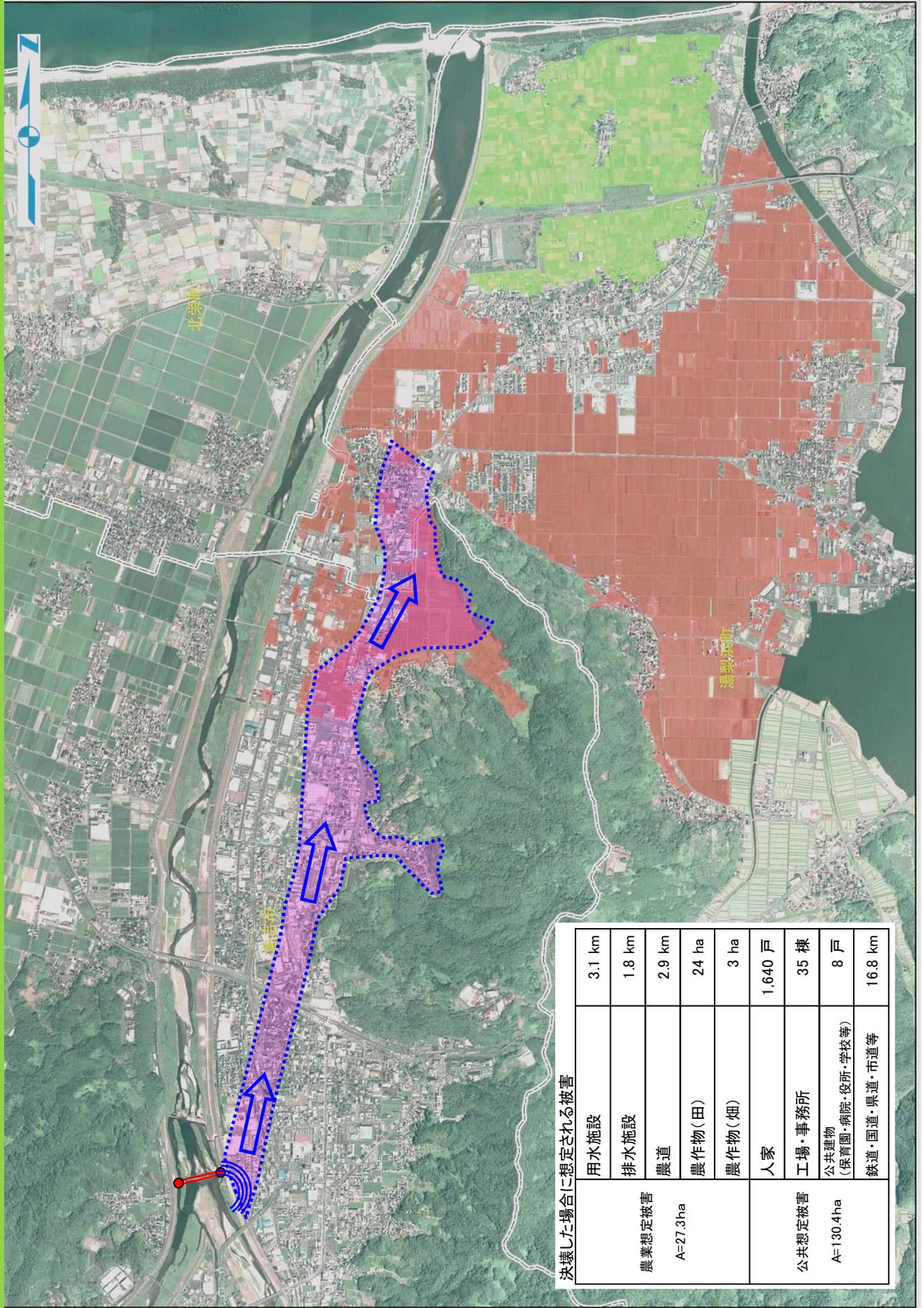
国土交通省倉吉河川国道事務所
河川監理員
倉吉河川国道事務所長 飛田 敏行



指 示 対 象	物 件 羽 合 倉 吉 市 瀬 城 地 先 (天神川水系天神川 6k650)
指 示 内 容	上記物件については、河川管理上の支障を及ぼす恐れがあるところ、平成18年3月7日付け「羽合頭首工にかかる修繕方針等の検討結果について」により修繕方針について当方から報告がなされ、同年同月29日付けで当方から同方針に回答する旨の回答をして以降、上記物件にかかる修繕が行われていないまま長期間の時間が経過している状態にある。については、上記報告による修繕方針に沿って、上記物件の修繕を速やかに行うこと。
そ の 他	上記措置には、別途河川法第28条第1項の許可を受ける必要があることを申し添える。また、当該許可申請にあわせて、上記物件にかかる河川法第23条及び第24条の許可申請を行うこと。 なお、河川法第23条及び第24条と河川法第28条第1項を分離して許可することは原則として出来ないもので、充分な時間的余裕をもって申請資料の作成を行われない。

河川法第77条第1項の規定に基づき下記のとおり是正されるよう指示する。

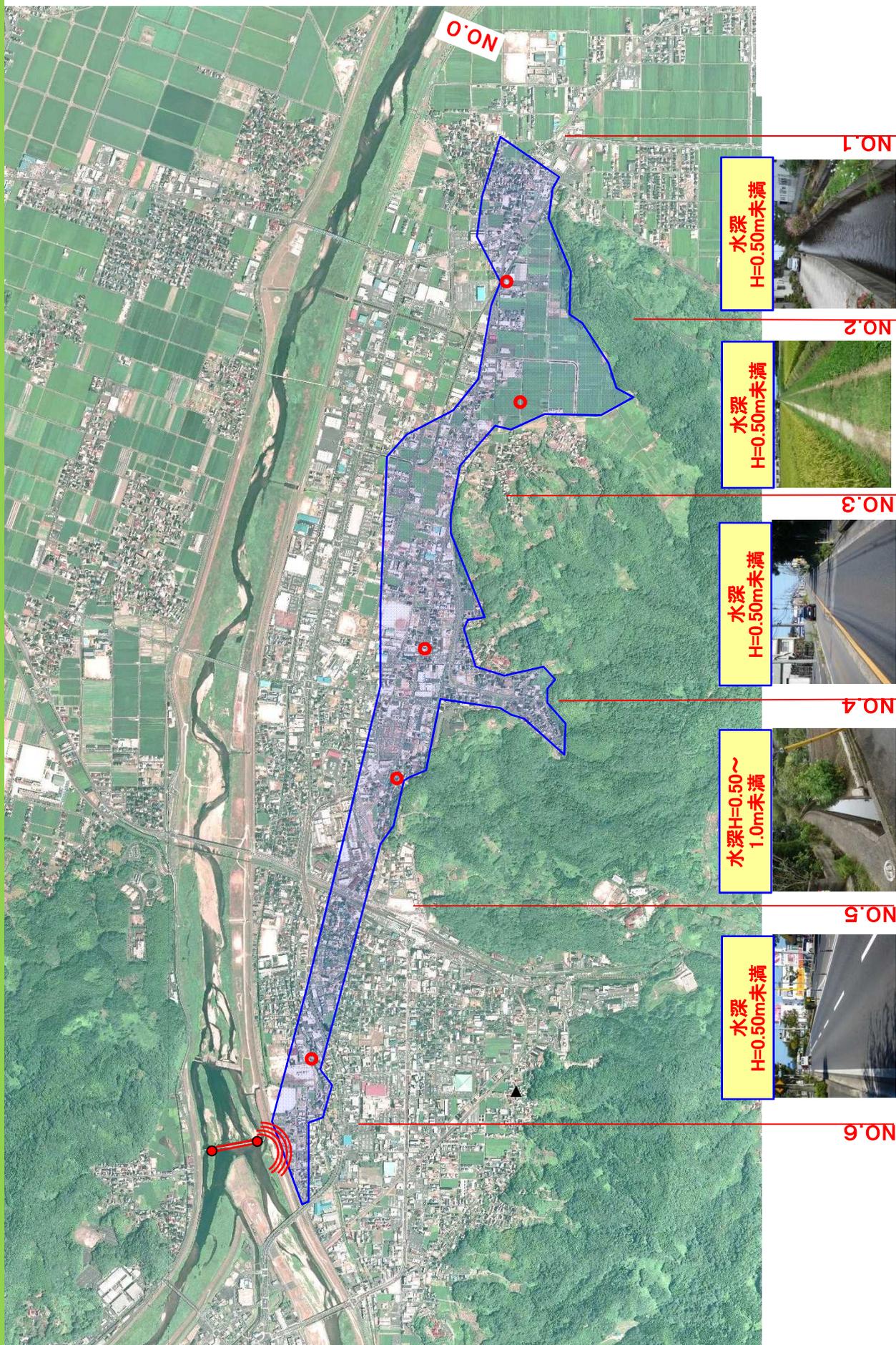
浸水被害想定区域図(その1)



決壊した場合に想定される被害

農業想定被害 A=27.3ha	用水施設	3.1 km
公共想定被害 A=130.4ha	排水施設	1.8 km
	農道	2.9 km
	農作物(田)	24 ha
	農作物(畑)	3 ha
	人家	1,640 戸
	工場・事務所	35 棟
	公共建物 (保育園・病院・役所・学校等)	8 戸
	鉄道・国道・県道・市道等	16.8 km

浸水被害想定区域図(その2)



総費用総便益比及び所得償還率

区分	算定式	数値	備考
総費用(現在価値化)	③=①+②	千円 3,038,158	
当該事業による費用	①	千円 295,442	
その他費用(関連事業+資産価格+再整備費)	②	千円 2,742,716	
年償還額	④	千円/年 -	
うち機能向上分	④'	千円/年 -	
年総効果(便益)額	⑤	千円 300,998	
現況年総農業所得額	⑥	千円 390,077	
年増加農業所得額	⑦	千円 176,169	
評価期間(当該事業の工事期間+40年)		年 43	
割引率		0.04	
総便益額(現在価値化)	⑧	千円 6,131,546	
総費用総便益比	⑨=⑧÷③	2.02	≥1.0
総所得償還率	⑩=④'÷⑥×100	% -	≤20
増加所得償還率	⑪=④'÷⑦×100	% -	

年総効果(便益)額の内訳

(単位:円)

項目	効果額	所得額	備考
作物生産効果	136,004	155,059	
営農経費節減効果	11,009	11,009	
維持管理費削減効果	△ 5,801	9,330	
災害防止効果	159,786	771	
合計	300,998	176,169	

現場状況写真

<p>事業着手前</p>	<p>全景(左岸から上流方向を望む)</p>  <p>頭工本体の損傷状況</p> 
<p>現 状</p>	<p>全景(右岸から上流方向を望む)</p> 